



# 南関町空き店舗等活用開業支援助成金



## ●補助対象要件

期間：令和8年3月31日まで

次のすべての要件を満たしていること

- ① 開業後5年以上継続して営業する者であること
- ② 週4日以上営業すること
- ③ 交付申請日から6ヵ月以内または年度内のいずれか早い日までに開業すること
- ④ 令和3年4月1日～令和8年3月31日までに開業すること
- ⑤ 空き店舗または空き家を利用した小売業、飲食業、その他サービス業を出店しようとする個人、個人事業主または法人であること
- ⑥ 新規出店者が暴力団の構成員でないこと。
- ⑦ 個人、個人事業主（世帯構成員含む）または法人が町税等を滞納していないこと

## ●補助金額・・・開業に伴う経費（店舗改修費、備品購入費）の1/3（上限30万円）

## ●助成金申請から交付までの基本的な流れ（※助成金の申請は、開業日前に行ってください。）

- ①交付申請→②交付決定通知→③店舗改修・備品購入→④経費支払い・開業  
→⑤実績報告→⑥交付確定通知→⑦助成金請求→⑧助成金の交付



## ●申請時必要書類

必要書類	備考
交付申請書	様式第1号
住民票謄本	申請者が個人または個人事業主の場合
登記事項証明書または定款および規約等	申請者が法人その他の団体である場合
開業に係る経費の見積書	
空き店舗等であることの証明書	様式第2号
町税等の未納がない証明書	申請者または法人・団体等

※申請時点で町税等（保育料、使用料等）に未納がある場合は、申請受付できません

## ●実績報告時必要書類

必要書類	備考
実績報告書	様式第4号
開業届出書の写し	申請者が個人事業主の場合
開業経費の支払いを証明する書類の写し	領収書等
改修前後の店舗等の内外の写真	改修工事を行った場合
購入備品の写真	備品を購入した場合

## ●その他

次の場合は、補助金を返還していただきます。

- ① 助成金を受給した日から5年以内に無断で購入備品を有償譲渡したとき
- ② 虚偽の申請、その他不正行為があった場合等

問合せ先  
南関町役場 まちづくり課  
電話：0968-57-8501